

輸血を拒否される患者および家族の皆様へ

三原赤十字病院長

輸血・血液製剤に関する三原赤十字病院の方針

1. 宗教上の理由等により輸血を拒否する信念は、人格権を構成する信教の自由に基づく権利であることを理解し、尊重いたします。
2. もとより不必要な輸血は致しません。
しかしながら、生命を救うために輸血が必要である場合、その必要性和輸血を行わない場合の危険性等を十分ご説明いたします。
3. 当院は、「いかなる場合でも輸血をしない」という「絶対的無輸血」には同意いたしません。
4. 輸血に同意いただけない場合は、「輸血謝絶 兼 免責証書」を提出していただきます。これにより、不測の事態等により輸血以外の救命方法がない場合は輸血を受け入れることに同意をいただきます。
5. あらかじめ輸血が避けられないと判断されるにもかかわらず、相対的無輸血の限度内であっても、輸血の同意をいただけない場合、当院での治療は困難とさせていただきます。
6. 大量出血による救急搬入時や加害者の存在する事故等による出血、未成年者・意識のない場合等で、救命のため医学的に輸血が必要であると医師によって判断されたときは、医師の良心に基づき、患者・家族の皆様の同意が得られずとも輸血を行います。

以上